

公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令新旧対照条文

公営競技に係る納付金の納付に関する規則（昭和四十五年自治省令第十一号）の一部改正

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（公営競技の収益の額の算定方法）</p> <p>第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。）<u>附則第二条第四項第一号の公営競技の収益の額（次条及び附則第二条において「公営競技の収益の額」という。）は、施行団体（令附則第二条第一項の施行団体をいう。以下同じ。）について、第一号から第六号までに掲げる金額の合計額から第七号から第十号までに掲げる金額の合計額を控除した金額とする。</u></p> <p>一 当該年度において公営競技に係る会計（以下「公営競技会計」という。）から他の会計に繰り入れられた金額</p> <p>二 当該年度において施行団体の公営競技を行うことを目的とする一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）から配分を受けた金額</p> <p>三 当該年度において公営競技会計から令附則第二条第五項及び第六項の規定に基づき地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）に納付した金額</p> <p>四 当該年度において令附則第二条第五項及び第六項の規定に基づく当該</p>	<p>（公営競技の収益の額の算定方法）</p> <p>第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。）<u>附則第二条第五項第一号の公営競技の収益の額</u></p> <p>は、施行団体（令附則第二条第一項の施行団体をいう。以下同じ。）について、第一号から第六号までの金額の合計額から第七号から第十号までの金額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>一 当該年度において公営競技に係る会計（以下「公営競技会計」という。）から他の会計に繰り入れられた金額</p> <p>二 当該年度において施行団体の公営競技を行うことを目的とする一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）から配分を受けた金額</p> <p>三 当該年度において公営競技会計から令附則第二条第六項の規定に基づき地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）に納付した金額</p> <p>四 当該年度において令附則第二条第六項の規定に基づく当該</p>

施行団体の納付金として一部事務組合等から機構に納付された金額

五 当該年度において公営競技会計から支出した金額（第一号及び第三号の金額を除く。）のうち公営競技の開催に要する経費及び公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費（これに充てるために積み立てたものを含む。）に係る金額以外の金額（以下「事業外支出」という。）

六 当該年度において一部事務組合等が支出した金額（第二号及び第四号の金額を除く。）のうち事業外支出を収益配分率（令附則第二条第一項の収益配分率をいう。以下同じ。）によつて按分して得た金額

七 当該年度において公営競技会計の歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額又は実質上歳入が歳出に不足する場合における当該不足する金額（次号において「実質赤字の額」という。）

八 当該年度において一部事務組合等に実質赤字の額がある場合における当該実質赤字の額を収益配分率によつて按分して得た金額

九 当該年度において公営競技会計に収入した金額のうち公営競技の施行に伴う収入に係る金額以外の金額（以下「事業外収入」という。）

十 当該年度において一部事務組合等が収入した金額のうち事業外収入を収益配分率によつて按分して得た金額

（累積赤字の額がある場合における公営競技の収益の額の特例）

第二条 平成二十三年以降の各年度において、次の各号に掲げる場合に当該公営競技の収益の額とみなす。

施行団体の納付金として一部事務組合等から機構に納付された金額

五 当該年度において公営競技会計から支出した金額（第一号及び第三号の金額を除く。）のうち公営競技の開催に要する経費及び公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費（これに充てるために積み立てたものを含む。）に係る金額以外の金額（以下「事業外支出」という。）

六 当該年度において一部事務組合等が支出した金額（第二号及び第四号の金額を除く。）のうち事業外支出を収益配分率（令附則第二条第一項の収益配分率をいう。以下同じ。）によつてあん分して得た金額

七 当該年度において公営競技会計の歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額又は実質上歳入が歳出に不足する場合における当該不足する金額（次号において「実質赤字の額」という。）

八 当該年度において一部事務組合等に実質赤字の額がある場合における当該実質赤字の額を収益配分率によつてあん分して得た金額

九 当該年度において公営競技会計に収入した金額のうち公営競技の施行に伴う収入に係る金額以外の金額（以下「事業外収入」という。）

十 当該年度において一部事務組合等が収入した金額のうち事業外収入を収益配分率によつてあん分して得た金額

（競技種目に係る収益の額の算定方法）

第二条 令附則第二条第五項第二号の競技種目に係る収益の額は、当該競技種目を行う施行団体について、第一号から第六号までの金額の合計額から第七号から第十号までの金額の合計額を控除した金額とする。

一 累積赤字の額（イからハまでに掲げる金額の合計額から二からハまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。次号において同じ。）が零を超える場合 零

イ 前条第七号及び第八号に掲げる金額の合計額

ロ 他の会計から公営競技会計に繰り入れられた金額及び公営競技会計が他の会計から借り入れた借入金のうち、イに掲げる金額に準ずるものとして総務大臣が認める金額

ハ 一部事務組合等が施行団体から交付を受けた負担金又は補助金及び一部事務組合等が施行団体から借り入れた借入金のうち、イに掲げる金額に準ずるものとして総務大臣が認める金額を収益配分率によつて按分して得た金額

ニ イからハまでに掲げる金額の合計額が零を超える年度における前条第一号及び第二号に掲げる金額の合計額の総額

ホ イからハまでに掲げる金額の合計額が零を超える年度において公営競技会計が事業外支出により積み立てた金額及び他の会計に貸し付けた貸付金の当該年度の末日における残高の合計額

ヘ イからハまでに掲げる金額の合計額が零を超える年度において一部事務組合等が事業外支出により積み立てた金額及び施行団体に貸し付けた貸付金の当該年度の末日における残高の合計額を収益配分率によつて按分して得た金額

二 当該年度の前年度において算定した累積赤字の額が零を超える場合（前号に掲げる場合を除く。） 前条に定めるところにより算定した金額から当該年度の前年度において算定した累積赤字の額を控除した金額

一 当該年度において公営競技会計（当該競技種目以外の競技種目に係る部分を除く。）から他の会計（当該公営競技会計のうち当該競技種目以外の競技種目に係る部分を含む。）に繰り入れられた金額

二 当該年度において一部事務組合等から配分を受けた金額（当該競技種目以外の競技種目に係るものを除く。）

三 当該年度において公営競技会計から令附則第二条第六項の規定に基づき機構に納付した金額（当該競技種目以外の競技種目に係るものを除く。）

四 当該年度において令附則第二条第六項の規定に基づく当該施行団体の納付金として一部事務組合等から機構に納付された金額（当該競技種目以外の競技種目に係るものを除く。）

五 当該年度において公営競技会計から支出した金額（第一号及び第三号の金額を除く。）のうち事業外支出（当該競技種目以外の競技種目に係るものを除く。）

六 当該年度において一部事務組合等が支出した金額（第二号及び第四号の金額を除く。）のうち事業外支出（当該競技種目以外の競技種目に係るものを除く。）を当該競技種目に係る収益配分率によつてあん分して得た金額

七 当該年度において公営競技会計の歳入（当該競技種目以外の競技種目に係るものを除く。以下この号において同じ。）が歳出（当該競技種目以外の競技種目に係るものを除く。以下この号において同じ。）に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額又は実質上歳入が歳出に不足する場合における当該不足する金額（次号において

「当該競技種目に係る実質赤字の額」という。）

八 当該年度において一部事務組合等に当該競技種目に係る実質赤字の額がある場合における当該実質赤字の額を当該競技種目に係る収益配分率によつてあん分して得た金額

九 当該年度において公営競技会計に収入した金額のうち事業外収入（当該競技種目以外の競技種目に係るものを除く。）

十 当該年度において一部事務組合等が収入した金額のうち事業外収入（当該競技種目以外の競技種目に係るものを除く。）を当該競技種目に係る収益配分率によつてあん分して得た金額

（収益の額の存しない競技種目がある場合の控除額等）

第三条 令附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する二十億円のうち総務省令で定める額は、二十億円に当該競技種目の売上額（令附則第二条第一項の売上額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の施行団体の行う公営競技の売上額の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 令附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項に規定する三十億円を超えない範囲内で総務省令で定める額は、三十億円に当該競技種目の売上額の施行団体の行う公営競技の売上額（収益の額の存する競技種目に係る売上額に限る。）の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(平成十九年度から平成二十七年までの各年度における公営競技の収益の額の特例)

第二条 平成十九年度から平成二十三年までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、次の各号に掲げる金額を第一条第九号に規定する事業外収入とみなす。

一 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)附則第二条第一項の規定により還付された金額

二 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)附則第三条第一項の規定により還付された金額

2 平成十九年度から平成二十五年度までの各年度において、施行団体につ

いて競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)附則第七条第二項の規定により還付された金額がある場合における第一条の規定の適用については、

(平成十九年度から平成二十二年度までにおける公営競技の収益の額の特例)

第二条 平成十九年度から平成二十二年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条及び第二条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる金額を第一条第九号に規定する事業外収入とみなし、第四号に掲げる金額に相当する金額を第一条第五号に規定する事業外支出から控除するものとする。

一 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)附則第七条第二項の規定により還付された金額

二 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)附則第二条第一項の規定により還付された金額

三 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)附則第三条第一項の規定により還付された金額

四 当該年度におけるモーターボート競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十六号。以下この号において「改正法」という。)第一条の規定による改正前のモーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第十九条第一項、別表第一及び別表第二の規定の例による金額の合計額から、当該年度に交付した改正法第三条の規定による改正後のモーターボート競走法第二十五条第一項、別表第一及び別表第二の規定による交付金の合計額を控除した金額

(新設)

当該金額を第一条第九号に規定する事業外収入とみなす。

- 3 平成十九年度から平成二十七年までの各年度において、施行団体について当該年度におけるモーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前のモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十九条、別表第一及び別表第二の規定の例による金額の合計額から、当該年度に交付した改正法第三条の規定による改正後のモーターボート競走法第二十五条第一項、別表第一及び別表第二の規定による交付金の合計額を控除した金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該金額に相当する金額を第一条第五号に規定する事業外支出から控除するものとする。

- 4 平成二十年度から平成二十七年までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条及び前三項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。

一 競馬法第二十三条の二第一項の規定に基づき、当該年度に交付すべき同法第二十三条第一項第一号の規定による交付金の交付の期限を延長した場合における当該交付金の金額

二 自転車競技法第十七条第一項の規定に基づき、当該年度に交付すべき同法第十六条第一項第一号又は第二号の規定による交付金の交付の期限を延長した場合における当該交付金の金額

三 小型自動車競走法第二十一条第一項の規定に基づき、当該年度に交付すべき同法第二十条第一項第一号又は第二号の規定による交付金の交付

（新設）

- 2 平成二十年度から平成二十二年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条、第二条及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。

一 競馬法第二十三条の二第一項の規定に基づき、当該年度に交付すべき同法第二十三条第一項第一号の規定による交付金の交付の期限を延長した場合における当該交付金の金額

二 自転車競技法第十七条第一項の規定に基づき、当該年度に交付すべき同法第十六条第一項第一号又は第二号の規定による交付金の交付の期限を延長した場合における当該交付金の金額

三 小型自動車競走法第二十一条第一項の規定に基づき、当該年度に交付すべき同法第二十条第一項第一号又は第二号の規定による交付金の交付

の期限を延長した場合における当該交付金の金額

四 モーターボート競走法第二十六条第一項の規定に基づき、当該年度に交付すべき同法第二十五条第一項各号の規定による交付金の交付の期限を延長した場合における当該交付金の金額

の期限を延長した場合における当該交付金の金額

四 モーターボート競走法第二十六条第一項の規定に基づき、当該年度に交付すべき同法第二十五条第一項各号の規定による交付金の交付の期限を延長した場合における当該交付金の金額